

県立高校半導体関連人材育成事業業務委託に係る 公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 本委員会は、県立高校半導体関連人材育成事業業務委託の公募型プロポーザル方式による契約の相手方の決定に当たって、公正性、透明性を高め、中立かつ公平な立場から検討することを目的として設置する。

(組織)

第2条 審査委員会は、別紙名簿に掲げる者をもって組織する。
2 委員長は、高校教育課長をもって充てる。

(所掌事務)

第3条 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
(1) 評価の基準に関すること。
(2) 企画提案書等の審査及び受託候補者の選定に関すること。
(3) 前各号に掲げるもののほか、公募型プロポーザル方式に係る手続きを適正に行うために必要と認められること。

(会議)

第4条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。
2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
3 会議は、委員全員の出席をもって開催する。

(守秘義務)

第5条 委員長及び委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、高校教育課産業教育指導班において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年（2023年）3月24日から施行する。

(別 紙)

審査会委員

区 分	役 職 等
委 員 長	高校教育課長
委 員	審議員（産業教育指導班）
	課長補佐（総務班）
	担当班長（産業教育指導班）